

■通関士試験問題・解説集（2021年度版）

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

※通常の下線部は法令改正に伴う新旧に係るもの、波線部は誤植に伴う正誤に係るもの

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
解答編 P.236 <b>【締約国原産地証明書…】</b> 1 正誤問題	<11>=○ … (省略) … 《施行令第61条第1項第2号イ(2)》。 <u>事前照会に対する文書による回答においてTPP11協定に基づいた原産品であるとの回答を受けた貨物と同一の産品についてTPP11協定税率の適用を受けようとする場合には、「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」に該当し、当該貨物がTPP11協定の原産品であることを明らかにする書類の提出を要しない(当該産品の原産性に疑義がある場合を除く。)</u> 。この場合においては、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載することとなる《 <u>関税法基本通達68-5-11の4(2)ハ(ロ)</u> 》。	<11>=○ … (省略) … 《施行令第61条第1項第2号イ(2)》。
解答編 P.238 <b>【締約国原産地証明書…】</b> 1 正誤問題	<19>=○ … (省略) … 締約国原産地証明書に係る貨物の輸入申告の日において、その発給 <u>又は作成</u> の日から1年以上… (省略)	<19>=○ … (省略) … 締約国原産地証明書に係る貨物の輸入申告の日において、その <u>発給</u> の日から1年以上… (省略)
解答編 P.325 第12問 (課税価格の決定の原則による課税価格の計算)	2 輸入港までの運賃(設問3) (省略) <u>MがN</u> に支払った100,000円は300,000の一部に過ぎない。	2 輸入港までの運賃(設問3) (省略) <u>NがM</u> に支払った100,000円は300,000の一部に過ぎない。